

理 由 書

生産緑地地区について、第８０号平和台５丁目第２生産緑地地区については、生産緑地地区指定後３０年経過により、生産緑地としての機能が失われたことから都市計画変更（全部廃止）するものです。

第６９号三輪野山八幡前第１生産緑地地区、第１０５号鱈ヶ崎高田第２生産緑地地区、第２０１号市野谷中嶋第２生産緑地地区、第２０２号市野谷中嶋第３生産緑地地区、第２０３号市野谷宮後生産緑地地区、第２０６号市野谷地藏谷ツ第１生産緑地地区、第２０７号市野谷地藏谷ツ第２生産緑地地区、第２０９号市野谷梶内第１生産緑地地区、第２１１号市野谷梶内第３生産緑地地区、第２２７号古間木山王生産緑地地区及び第２５１号前平井ゑぼうち第２生産緑地地区の１１地区については、農業の主たる従事者が死亡し、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから都市計画変更（全部廃止及び一部廃止）するものです。

第１５８号西初石５丁目第３生産緑地地区、第１９０号市野谷立野第１生産緑地地区、第３０６号木前田第７生産緑地地区及び第３２３号木神明第４生産緑地地区の４地区については、農業の主たる従事者が故障し、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから都市計画変更（全部廃止及び一部廃止）するものです。

第１７１号十太夫第７生産緑地地区については、流山市生産緑地追加指定申請書が提出され、生産緑地地区の追加指定に関する流山市の基本方針及び指定基準に適合していることから、追加指定するものです。